

土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第6号

土地改良法施行細則の一部を改正する規則

土地改良法施行細則（昭和41年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 法及び省令により提出する申請書又は届（以下「申請書等」という。）は、法令に特別の定めがあるもののほか、様式第1号から様式第42号までによらなければならない。</p> <p>様式目次</p> <p>様式第1号～様式第3号 [略]</p> <p>様式第4号 削除</p> <p>様式第5号～様式第46号 [略]</p> <p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>役員が次のとおり就任（退任）したので、土地改良法第18条第16項の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>役員の住所（氏名）に変更を生じたので、土地改良法第18条第16項の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号 削除</p>	<p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 法及び省令により提出する申請書、<u>届その他の書類</u>（以下「申請書等」という。）は、法令に特別の定めがあるもののほか、様式第1号から様式第42号までによらなければならない。</p> <p>様式目次</p> <p>様式第1号～様式第3号 [略]</p> <p>様式第4号 <u>決算関係書類提出書（第2条関係）</u></p> <p>様式第5号～様式第46号 [略]</p> <p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>役員が次のとおり就任（退任）したので、土地改良法第18条第17項の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>役員の住所（氏名）に変更を生じたので、土地改良法第18条第17項の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;"><u>決算関係書類提出書</u></p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p> <p>_____<u>広域振興局長 様</u></p> <p style="text-align: right;">_____<u>事務所所在地</u></p> <p style="text-align: right;">_____<u>土地改良区の名称</u></p> <p style="text-align: right;">_____<u>代表者氏名</u> 印</p> <p><u>決算関係書類の承認の決議があったので、土地改良法第29条の2第4項の規定により、次の書類を添えて提出します。</u></p> <p><u>1 決算関係書類</u></p> <p><u>2 決算関係書類の承認を議決した総会（総代会）の議事録の謄本</u></p> <p style="text-align: right;">_____<u>(A4)</u></p>
<p>様式第22号（第2条関係）</p> <p>[略]</p>	<p>様式第22号（第2条関係）</p> <p>[略]</p>

<p>清算人が次のとおり就任（退任）したので、土地改良法<u>（以下「法」という。）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により届け出ます。</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第23号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>清算人の住所（氏名）に変更があったので、土地改良法<u>（以下「法」という。）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により届け出ます。</u></p> <p>[略]</p>	<p>清算人が次のとおり就任（退任）したので、土地改良法第68条第4項において準用する同法<u>第18条第17項</u>の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第23号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>清算人の住所（氏名）に変更があったので、土地改良法第68条第4項において準用する同法<u>第18条第17項</u>の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の土地改良法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届について適用し、同日前に提出した届については、なお従前の例による。